

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都八王子市兵衛二丁目34番6号

氏名 株式会社工藤商店
代表取締役 工藤 保典〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

平成28年 4月18日

八王子市長 石森 孝志



記

- | | | |
|---|--------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物
厨芥、木くず、紙くず、繊維くず
家庭系一般廃棄物
特定家庭用機器廃棄物
(以上5種類) |
| 2 | 収集・運搬の区別 | 収集・運搬(積替え保管を含む)
*積替え保管は特定家庭用廃棄物に限る
積替え保管施設の所在地
東京都八王子市兵衛二丁目34番6号 |
| 3 | 運搬先 | 事業系一般廃棄物
八王子市処理施設
家庭系一般廃棄物
市内指定引取場所 |
| 4 | 作業場所 | 八王子市城内 |
| 5 | 許可の有効期間 | 平成28年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで
(裏面あり) |

(裏面)

許可第009号

6 許可の条件

- (1) 市域外から排出された廃棄物を処分または積み替えをするため、市域内に搬入してはならない。
- (2) 廃棄物を収集する際に、可燃ごみと不燃ごみ（焼却不適ごみを含む）を混載してはならない。
- (3) 処理施設へ運搬する過程で廃棄物を積み替えてはならない。
(※特定家庭用機器廃棄物は除く)
- (4) 産業廃棄物を同一車両に混載してはならない。

(以下余白)

変更事項

変更年月日及び番号	件名	変更内容	印
平成 年 第 月 日号			
平成 年 第 月 日号			
平成 年 第 月 日号			
平成 年 第 月 日号			
平成 年 第 月 日号			

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1（又は2）の場合において、この決定（2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（2の場合は処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。